

## 議案第 8 号

### 指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、指定管理者の指定について、次のとおり議会の議決を求める。

平成 29 年 6 月 16 日提出

市川市長 大 久 保 博

### 記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
市川市地域振興施設
- 2 指定管理者となる団体  
東京都中央区入船 3 丁目 6 番 3 号  
市川未来創造グループ  
代表者 日本メックス株式会社  
代表取締役社長 今泉 正義
- 3 指定の期間  
平成 30 年 4 月 1 日から平成 40 年 3 月 31 日まで

## 理 由

平成30年4月1日から市川市地域振興施設を管理する指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものである。

## 議案第 8 号の参考

### 市川未来創造グループの概要

#### 1 設立の経緯

市川市地域振興施設の指定管理業務を行うため、3業者が「市川未来創造グループ」を設立した。

#### 2 設立年月日 平成 29 年 1 月 13 日

#### 3 所在地 東京都中央区入船 3 丁目 6 番 3 号

#### 4 業務の範囲

- (1) 市民等の休憩の場の提供に関する事。
- (2) 地域情報及び道路情報の発信に関する事。
- (3) 地場物品の販売をし、又は販売の場を提供する事。
- (4) 災害への対応に関する事。
- (5) 地域振興施設の利用を停止し、及び退去を命ずる事。
- (6) 施設等の維持管理（大規模なものを除く。）を行う事。
- (7) 飲食の提供、物品の販売その他の利用者の利便性の向上に資するサービスの提供を行う事。
- (8) その他前各号に掲げる業務を行うに当たり必要な行為をすること。

#### 5 組織等

構成員 (代表者)	東京都中央区入船 3 丁目 6 番 3 号 日本メックス株式会社 代表取締役社長 今泉 正義
構成員	千葉県千葉市緑区大野台 2 丁目 10 番地 1 株式会社鈴木食品 代表取締役 鈴木 美津江
構成員	千葉県市川市市川南 4 丁目 2 番 11 号 京葉産業株式会社 代表取締役 加曾利 邦彦